



浜松市告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営畑地帯総合整備事業（担い手育成型）中瀬地区についての換地処分の公告があった日の翌日から本市内の字の区域を次のとおり変更することについて、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

平成23年1月14日

浜松市長 鈴木 康 友

1 浜北区大字中瀬字大野に編入する区域

浜北区大字中瀬字大平3165の2の一部、3165の3、3166の2、3166の3、3173の3、3174の2、3175の2、3176の2、3177の5、字弁当野5357の17、5357の18、5364の3、5382の4、5383の3、5384の4、5384の5、5385の2、字上野6756の2、6756の4、6756の5、6757の3、6759の2の一部、字西野6767の1の一部、6767の3の一部、6767の15の一部、6769の1の一部、6769の2の一部、6785の一部、6786の一部、6787の1の一部、6787の3、6788の1、6788の2、6791、6792、6795の1、6795の2、6796の一部、6797の一部、6799の1の一部、6800の一部、6801の一部、6803の1の一部、6803の3の一部、6804の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の一部

2 浜北区大字中瀬字揚見に編入する区域

浜北区大字中瀬字大野5769の1、5770の1、5770の2、5771の1、5771の2の一部、5771の3から5771の6まで、5775の1、5776の1、5776の2、5777の1から5777の5まで、5782の1、5782の11、5782の12、5784の1、5784の3、5784の4、5785の4、5786の1から5786の3まで、5787の2、5789の1、5789の3から5789の8まで、5791、5792の2、5793の1、5794の1、5794の4、5794の5、5795の2から5795の8まで、5796の1、5796の5の一部、5801の1、5801の6、5801の7の一部、5801の10、5801の11、5801の14、5801の15、5813の1、5813の4、5813の6、5813の7、5819の1、5819の2、5819の4、5821、

5823の1、5822の2、5835の1、5835の6、5838の1、5838の3、5838の4、5839の1、5839の2、5840の1、5841、5842、5843の1から5843の3まで、字上野6741の1の一部、6749の一部、6751、6752の2、6752の3、6754、6755、6756の1、6756の6、6757の1、6757の4、6757の5、6759の1の一部、6759の3及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部

### 3 浜北区大字中瀬字西野に編入する区域

浜北区大字中瀬字大野5550の1の一部、5555の1、5555の4の一部、5555の5、5556の2、5556の7、5556の8、5562の1、5562の3、5562の4、5564の2、5564の3の一部、5565の1の一部、5565の2、5566の3の一部、5567の一部、5569の一部、5571の1の一部、5571の2の一部、字上野6759の2の一部及びこれらの区域に介在する道路である公有地の一部